

JET Report

ジェット レポート

7

vol. 7
Spring

雲雀



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

FOUR SEASON／季語

雲雀



揚雲雀帶のゆるみに風入れる
殿村菟子

春を意識する鳥というと、まずウグイスを思いおこしますが、草原や花畠での“春告鳥”（はるづけどり）というと、やはり雲雀（ヒバリ）でしょう。俳句の世界では揚雲雀、落雲雀、夕雲雀などと使い分けられているようですが、鳥類の分類でいうとスズメ目科の鳥の一種。

英名はSkylark。全長17センチ位で冠羽をもち、濃淡のある褐色は、巣を作る地面などではほとんど見分けがつかないそうだ。15属75種に分類されていて、日本では農耕や牧畜でその生息地が拡大し、全国の畑地、草地で観察できる。一般に草の種子を食べているが、ヒナは昆虫や幼虫で育てられているそうだ。

独特的の鳴き声は繁殖期の3月頃からで、雄は空中高く舞い上がり、停空して長い間さえずつて、縄張りを宣言しているらしい。恋歌、浮かれ歌と歌い分けもしている…という説もあり、鳴くタイミングも上昇中、停空そして下降の時とあって、囁きの仕方も微妙に違っているそうだ。

こういった鳥の囁きを言葉におきかえるのを“聞きなし”といってウグイスの場合の「法・法華經(ホーホケキョウ)」は代表的な例といえる。雲雀の場合には飛びながらの「日一分／ヒイチブ」舞い下りてくる時の「月二朱／ツキニシュー」とされている。どうやら雲雀はお天道様に小金を貸していたらしく、毎年春になると取り立てに空高く上がっていくのだそうだ。

FOUR SEASON

季語—雲雀

1

SPECIAL EDITION

●特集/技術基準の国際整合化

2

重複審議を避けるためのIEC TC89「耐火性試験」

出揃ったIEC TC72関係規格

「IEC60664-1」を導入する方向で統一

第1回・IECEE-CMC会議（シンガポール）

IECEE-CB制度のNCBとして認定！

JET SPECIAL

6

ISO9000品質システム

審査登録業務のご案内

FOREIGN NEWS

7

進む電磁界生体影響に関する研究

年次報告会（米国）に出席して

INSPECTION

9

工場調査の代行実現、さらに品目拡大などに努力

中国CCIB認証

JET NEWS & INFORMATION

10

中国CCIB認証セミナーを開催（昨年10月）

ライティングフェア'99

第4回国際照明総合展

FOREIGN NEWS

11

JETの海外協力の活発化

電気安全試験分野の中核機関として

JET NEWS

12

70%を越えるSマーク付き電気製品

TRAVELOUGE

13

ロシア紀行

認証制度の適合、整合化へ向けた技術支援の一環として

重複審議を避けるための IEC TC89 「耐火性試験」

1.IEC/TC89の特徴

過去、IECの多くの専門委員会は、製品規格を作成する際に、それぞれが耐火性試験を検討していました。そこで“各専門委員会が同じようなことを審議して規格を作成する”といった重複を避けるために、1976年に耐火性試験を専門的に審議し、試験規格を作成する委員会として、TC50（環境試験）の中に分科会SC50Dが設置され、さらに1987年には専門委員会TC89に昇格しました。従って、TC89が作成する規格は、広くIECの専門委員会が引用したり使用したりする規格です。TC89のような委員会を「横断的安全機能を有する委員会」といい、そこで作成される規格を「基本安全規格」といいます（IECガイド104参照）。このガイドによると、製品規格の専門委員会は、「基本安全規格」を優先して採用しなければならないことになっています。これは、製品の設計者等が使用する普通のIEC規格とは、性格が異なるということです。

2.検討範囲

TC89の役割は、次の事項を評価する試験方法のための指針及び規格を作成することです。

- 1) 総合的火災危険の中で、電気製品が関与する危険
- 2) 電気製品、パーツ及び絶縁材料に関する火及び異常加熱の影響
- 3) 電気製品、パーツ及び絶縁材料が火及び異常加熱を受けて生じる熱、毒性、煙等による危険

3.主な成果と動向

過去20年以上にわたる活動で大きな成果を上げていますが、その中で主要な3例を紹介します。

- 1) 耐火性試験用語<IEC 695-4 (JIS C 0067) 参照>
電気の分野においてオーソライズされた耐火性関連の用語集として貴重な存在です。
このほかに、TC89とISOの関連委員会（TC21消防、TC28石油製品、TC38繊維、TC45ゴム、TC61プラスチック、TC92建材の耐火試験およびTC136家具）との合同委員会によるISO/IECガイド52（Glossary of fire terms and definitions）という用語集が発行さ

れており、参加したTCごとに異なる定義が掲載されています。

- 2) 試験用バーナー<IEC60695-2-4 (JIS C 0068) 参照>
TC20（電線）からの要請を受けてIECバーナーを開発しました。IECバーナーは火力の強さの調節を、空気とガスのそれぞれの流量調節により行うことになったので、ブンゼンバーナーのように管がぐらぐらして炎が揺らぐこともなく、どこが炎の頂点であるのか分からない、というようなこともなくなりました。

- 3) ポールプレッシャ試験 (IEC60695-10-2参照)

この規格には、「電気用品調査委員会が定めたポールプレッシャ試験のA法」と同様の試験方法が規定されていますが、ポール痕跡の直径の測り方については、世界中の試験者が苦労しているところです。

この種の苦労を取り除くために、「電気用品調査委員会が定めたポールプレッシャ試験のB法」について1998年9月のミラノ会議で説明したところ、日本からの提案を求められ、その結果日本のTC89対応国内委員会から国際規格原案を提案することにしています。

4.ISOとの連携

近年、TC89とISO TC61 / SC4（燃焼挙動）の作業重複が目立つようになったことから、規格作成をTC89が引き受け、IECとISOの連名で規格を発行することになりました。その他、ISOのTC92とも緊密な連絡をとることによって整合を図り、重複作業を避けるようにしています。



出揃ったIEC TC72関係規格

「IEC60664-1」を導入する 方向で統一

昨年の10月12日～13日の両日、米国のヒューストンにおいて、IEC総会と時期を同じくして「TC72家庭機器用自動制御器の安全」の技術委員会が開催されました。

制御装置は、その機能が製品の安全をつかさどる性質を持つものであるため、製品委員会の典型的な機関である「TC61：家電機器の安全」とは、きわめて緊密な関係にあります。とはいっても、委員会の役割は自らのポリシーに従って要求事項を定めていくことです。発行規格はIEC60730シリーズで、JETリポートVol.4平成10年Springにご紹介しましたパート1、およびパート2の60730-2-1-1から10までのほか、60730-2-19まで20規格が発行されています。(ただし、飛び番や重複もあります) 現在、パート1第3版発行のために、各国の投票が行われている段階です。第3版の発行は、第2版での修正-1及び修正-2を規格本体に組入れることと、安全要求事項の基本的課題である絶縁距離の改正が主要なものとなっています。第2版においては、絶縁距離に関する要求事項が2種類あり、米国およびカナダ系とヨーロッパ系が併記されています。

このような併記状態は、いうまでもなく異常な状態であり、国際規格として不適切なことは明らかです。第3版の発行に当たっては、2種類の要求事項を一方に統一することではなく、他のTCでも取り組んでいるように「IEC 60664-1低圧系統に接続される機器の絶縁協調」の規定を導入する方向で統一することとしています。部品は組み込まれる機器により、その機器の規格との関係が気になるところですが、たとえばTC61の絶縁距離の改正方針を参照すると、その方向性は必ずしも一致していません。しかし、部品に独立した規格が存在する場合は、その規格が優先されるものとしています。

IEC60664-1においては、絶縁距離のうち、空間距離は機器に侵入する過電圧、例えば雷サージ電圧やスイッチングサージ電圧のような過渡的な電圧（瞬時値ですが、侵入する過電圧のうちで最も高い電圧と考えられる）に支配されるとしています。沿面距離については、絶縁物に加えられる電圧と時間とを考慮する必要

があるとしています。従って沿面距離の決定に当たって考慮すべき電圧は、定格電圧（系統に直接接続される部位に付いては系統電圧）や動作電圧（機器内で昇圧されたり降圧されることを考慮）、場合によっては、頻繁に発生する可能性のある過電圧も考慮の対象となります。

電気用品取締法の技術基準では、省令第2項によるIEC-Jの採用により、IEC規格との整合が逐次図られて行くものと考えられますが、特に低圧屋内配線に侵入する過渡過電圧の値を明確にする必要があることから、原則として引き込み口においては6000Vとし、分岐回路以降の固定配線部分は4000V、電力消費機器では2500V、さらに機器内部の過電圧抑制機能のある装置より下位の部分に付いては、1500V（いずれもピーク値）とすることが定められています。

TC72の作業は、基本規格パート1が第3版を発行する直前であり、個別製品規格（たとえば感熱制御装置、圧力検知制御装置、タイマー等）をパート1と整合させることが当面の課題です。今回のTC72会議での主な討議内容は次のとおりです。

①パート1について

- (1) 現在該当するパート2が無い制御器については60730-2-1が適用されることになっていますが、この規格は、部品としての制御装置を取り扱うための便法であることから、認証に用いる独立した規格としてはふさわしくないとして、廃止する事となりました。なお、この件はイタリーから異論が出されており、議事録に留められました。
- (2) パート1の第3版草案についてはイギリスから修正案が出されています。

特に平型接続子について、IEC61210の標準寸法のもの以外のものも、容認するよう既に前回のTCにおいて合意されており、各国の投票も終わっていましたが、イタリ-の要求もあり、修正案が了承されました。

以下に修正案の要約を示します。

- ・保護絶縁及び強化絶縁の材料については、マイカのような剥離性のある材料について試験方法



を強化します。

- ・ EMC試験方法の明確化（トランジエントバースト試験の電圧の加え方を明確にする）

②IEC60730-2-5バーナーコントロール
改正パート1への整合

③IEC60730-2-8ウォーターバルブ

(1) 温度試験について

イタリーから、通水しない状態での温度試験は異常試験であるから、TC61が異常試験について定めている絶縁物の温度限度を適用すべきであると提案しています。この件は、イタリーの国内委員会の提案とする事になりました。しかし会議の大勢として、イタリーの意見は支持されていません。TCとしては、非通水で温度試験を行うこととして決定しました。

(2) 水撃試験（ウォーターハンマーテスト）

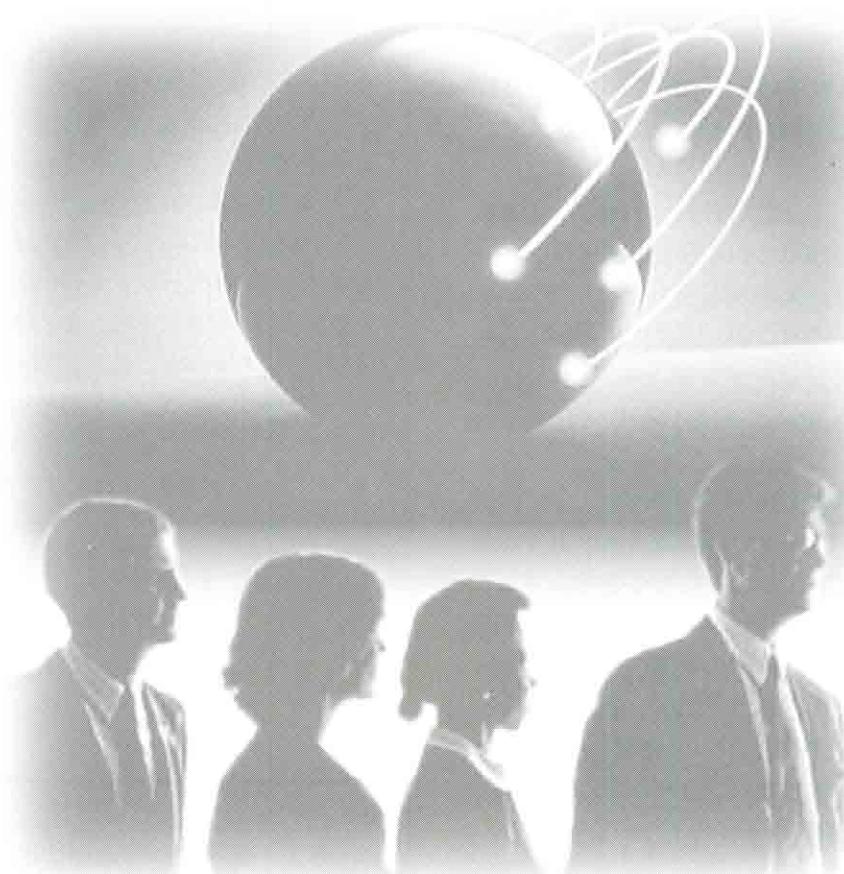
ドイツから、実情に合わせるための修正提案が出されており、この提案は了承されました。

④ IEC60730-2-2電動機用熱的保護装置60739-2-3螢光灯用安定器の保護装置60730-2-4コンプレッサー用保護装置

これらの規格については、パート1の第3版に伴って修正されました。

⑤ IEC60730-2-9感熱制御装置、電圧維持温度過昇防止装置についての定義および付随する試験方法を設定。

このようにTC72関係の規格は、当初から必要とされているものは一応出揃いましたので、今後はメンテナンスが中心となる予定です。



第1回・IECEE-CMC会議（シンガポール）

JETはIECEE-CB制度のNCBとして認定される！

IECEE-CB制度とは

一般家庭、事務所等で使用される電気製品の国際貿易を促進するため、各国で実施した試験結果を相互に認め合い、それぞれの認証機関から試験実施の重複なしに認証が取得できるようにする制度です。現在、38カ国の認証機関が参加しています。

なお、ここでいう「認証機関」とは、IECEEのメンバー・ボディとして参加している国において、電気製品の国内認証、認可制度を運営している機関をいいます。

JETのNCB<National Certification Body（認証機関）>としての参加

JETは、1998年9月シンガポールで開催された第1回IECEE-CMC会議において、「CB証明書発行・受入れNCB（認証機関）」としての申請を行いました。なお、IECEEへの申請に先だって、JETは日本におけるIECEEメンバー・ボディの日本工業標準調査会（事務局：工業技術院標準部標準認証課）からISO/IECガイド65等に基づく査察を受け、JETの認証活動の適格性が確認されています。

上記の申請に基づき、この度JETは、これまで日本唯一のNCBでありましたIECEE国内協議会（メンバー：JET、JQA及び電気用品調査委員会、アドバイザー：通商産業省の関連部門）のメンバー及びCB試験所としての長年の実績・知識及び貢献が評価され、CB制度における「CB証明書発行・受入れNCB」として認められました。

今回のJETのCB証明書発行・受入れNCBとしての認定は、JETの認証活動が国際的に再認識され、JETの認証・試験技術能力が証明されたことになります。

なお、CB証明書発行対象規格は、IECEE国内協議会において活動している従来からの範囲と同様で、IEC60065（電子機器）、IEC60335（家電製品）、IEC60598（照明器具）、IEC60950（情報処理機器）、IEC60745（電動工具）、IEC60227及び60245（電線類）などです。（詳しくは、お問い合わせ下さい）

CB-FCS（IECEE CB Full Certification Scheme）の開始

IECEEでは、参加認証機関の協力体制の一層の強化を図るため、CB-FCS（Full Certification Scheme）を開始するための諸準備を進めていましたが、1999年からの本格開始を目指し、現在、参加NCBを募っています。従来のCB制度は、試験結果の活用の範囲でしたが、FCSは、これに加え、工場調査結果の活用、試験用サンプルの免除など、認証機関相互の信頼を基礎とした制度になっており、従来のCB制度で数多くのCB証明書が利用されているIEC60065（電子機器）及びIEC60950（情報処理機器）を対象として開始されることになっています。

※IECEE-CMC会議とは

IECEE-CMC会議は、IECEE-CB制度の運用を検討する委員会で、IECの試験データ活用制度に関する委員会組織改正後初めて開催された会議です。

1998年1月1日から、IEC理事会の下に、適合性評価委員会（Conformity Assessment Board/CAB）が設置され、これに伴い、IECEE-CB制度における管理委員会（Management Committee）と認証委員会（Committee of Certification Body/CCB）とに分かれていた2つの委員会が統合され認証評価委員会（Certification Management Committee/CMC）となりました。

●お問合せ先

財団法人 電気安全環境研究所 企画国際部

電話：03-3466-9818 FAX：03-3468-9090

ISO9000品質システム 審査登録業務のご案内

(財)電気安全環境研究所品質認証部(JET-QM)は、ISO9000シリーズに基づく品質システム審査登録業務を1993年4月より開始し、1999年3月現在、150件を超える審査登録を行っております。

151件の審査登録実績のうち、従業員数100名以下の企業が7割、その中で最小従業員数7名の企業の実績もあり、中小企業のみなさまのご信頼とお申し込みを数多く頂いています。

JET-QMの審査登録業務の特徴は

- 1.完成度の高い品質マニュアルが整備できるとの定評を得ていること。
- 2.各審査段階で顧客との打ち合わせを密にし、理解にすれ違いのないようにしていること。
- 3.ご要望により試験的審査を実施し、現状の品質システムの構築状況が確認できること。
- 4.審査員は、品質マニュアル評価から初回登録審査まで一貫して担当していること。

JET-QMは、(財)日本適合性認定協会(JAB)より認定番号R13として、以下の分野の認定を取得しております。

認定範囲

- 12化学薬品、化学製品及び繊維
ただし、DG24.16プラスチック素材の製造に限る
- 14ゴム製品、プラスチック製品
- 17基礎金属、加工金属製品
ただし、DJ28機械装置を除く、金属加工品の製造に限る
- 18機械、装置
- 19電気的及び光学的装置
- 22その他の輸送装置
ただし、DM34.3自動車の部品、アクセサリー及

びエンジンの製造に限る

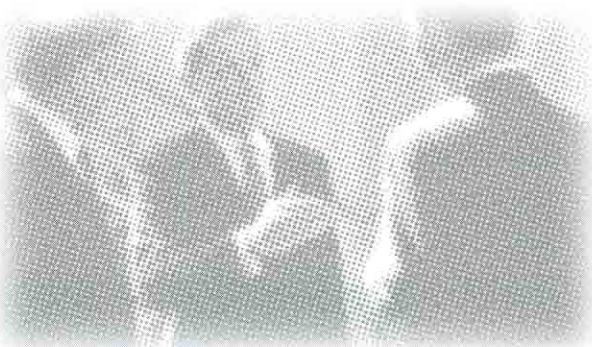
●28建設

ただし、F45.25特殊な仕事を含む建設作業及びF45.3建物の設備に限る

●32保険、不動産、賃貸、財務仲介

ただし、K71.3その他の機械及び装置のレンタルに限る

なお、上記以外の業務範囲についても審査は可能ですし、随時JAB認定分野の拡大を行っていますので、ご遠慮なくご相談ください。みなさまのご連絡をお待ちしています。



●お問い合わせ先

(財)電気安全環境研究所品質認証部(JET-QM)

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8

元代々木サンサンビル

TEL: 03-3466-9741 FAX: 03-3466-8388

URL <http://www.intacc.ne.jp/HP/jetqm/>

Eメール jetqm@intacc.ne.jp

進む電磁界生体影響に

各方面の人との出会い、 有意義だったロビー活動

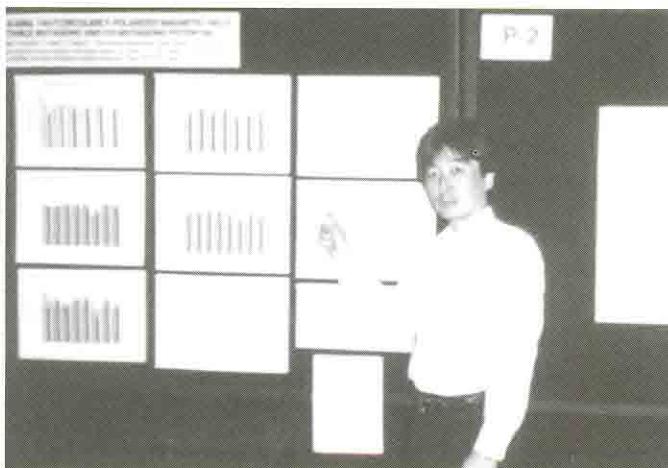
今回の会議参加の目的は、電磁界生体影響年次報告会（電磁界が生体に影響を及ぼすのか否か、また及ぼすとした場合はどのような影響があるのか、についての研究発表及びそれらを検討する会合）に出席し、さまざまな情報を入手してくることでした。

この会議は米国アリゾナ州のTucsonで開催されました。当然のことながら、この会議で使用される言語は英語です。日本語で聞いたとしてもかなり専門的で難しい内容を、外国語で理解するというわけで、非常にハードな側面もありました。

このため、発表会の場以外にも国際機関の専門家の方々、また外国の新聞社の記者などからロビー活動を通して各種の情報や、より細かく知りたい規制の動向、世論、マスコミの動向等について情報の入手を行いました。

お会いした中で特に印象的だったのは、米国エネルギー省のイムラ・ギューグ博士でした。博士は電磁界に関する規制動向や、世論、マスコミ等の動向についてユーモアを交えて説明してくださいり、時には片言の日本語で、冗談を言われるセンスまで持っておられました。

博士の発言の趣旨は「物事にはいろいろな側面があり、また、それを見る人の見方や立場によってもその対象は様々な姿を見せることがある。」ということでした。



世の中の事象はほとんどすべてよい面、悪い面の2つの顔を持っているのだから、良い面だけを見て喜んだり、悪い面だけをクローズアップして排除しようとするのはおかしい。メリットとデメリット（電磁界でいうならば、電気の便利さと、もしあるとしたならば電磁界の人体への影響等）を相対的な視野に入れて比較考慮すべきだということでした。

また、それが置かれている状況によって電磁界が安全であると認められた方が都合が良いという立場と悪影響があると認められた方が都合が良いという立場があるが、こういう場所（今回の会議）に各自の感情や利害関係を持ち込むべきではないという意見でした。

我々もまったく博士の考えに同感で、リラックスした雰囲気の中で有意義なひとときを過ごすことができ、感謝しています。

また電磁界関係の新聞記者の方にも会う機会がありました。突然声を掛けたにもかかわらず親切に対応してくれ、全般的な内容の確認を行うことができました。その他、何人かの方に話を伺う機会がありました。これまで長年に亘っていろいろな研究が行われてきたものの、電磁界が人体に悪影響を及ぼすという確たる証拠が見つからない為、数年前と比べ全体的に人々の興味の度合いや、マスコミの関心もおちついてきているという感じが得られました。

なお、わが国でも先般（1999年1月）電気学会の電磁界生体影響問題調査特別委員会（委員長/関根東京理科大学教授）が評価報告書をまとめて発表しましたが、その結果も疫学調査、比較実験とも通常の電磁界が健康に影響するという論文は見あたらず、統計的にも有意なものはなく、また疫学研究においての再現事例もないということです。



砂漠のアリゾナ体験から

アリゾナは砂漠地帯でホテルの周りには、あまり観るところはないようで、近くで一番アリゾナらしい所というと、タクシーで30分程のところにあるデザートミュージアムでした。

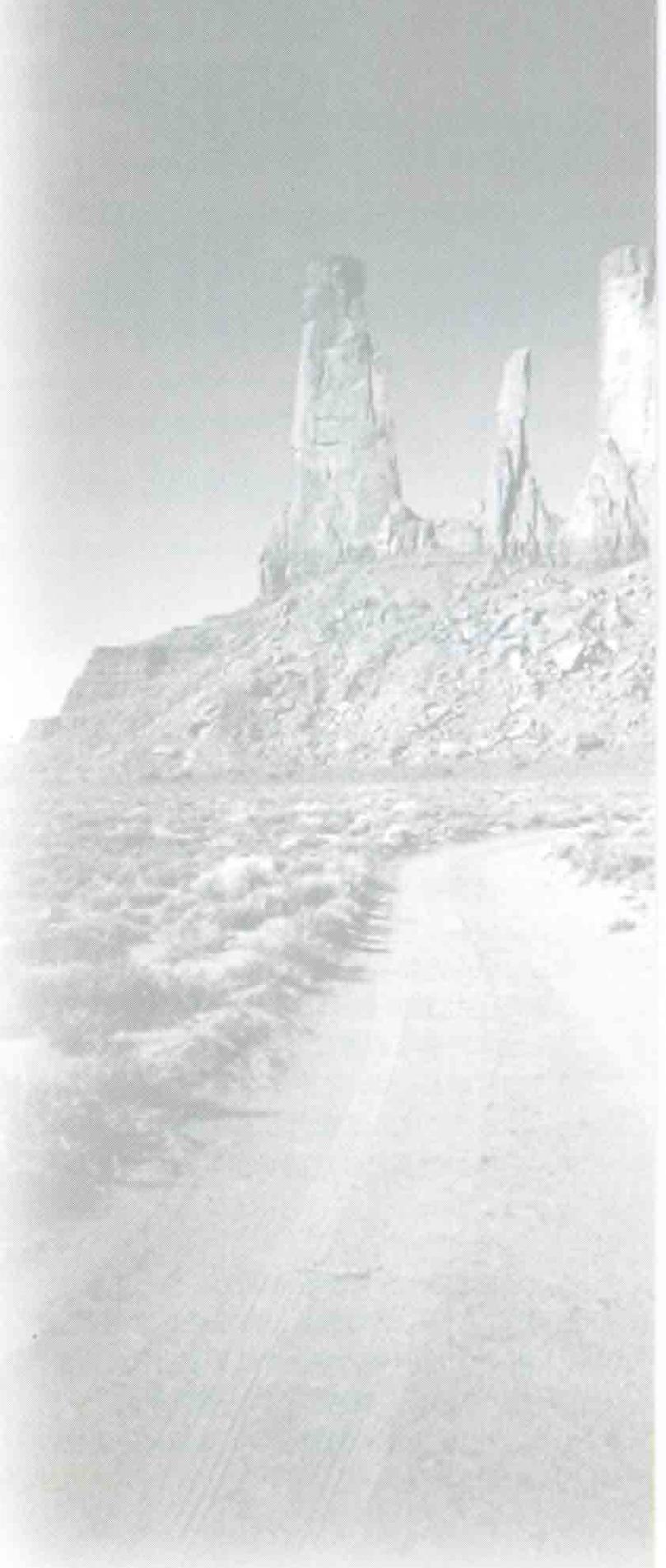
関する研究

そこには数え切れない程のサボテンがあり、その高さは数十センチのものから、10メートル近くのものまであり、砂漠博物館というよりはサボテン博物館という印象でした。我々日本人がイメージする典型的なサボテンの形（ψ字型）のものはほとんどなく、大部分は何メートルもあるただの棒状になっているもので、小さな鉢に植わって売られている可愛いサボテンのイメージとはかけ離れ、夕暮れ時には一種不気味な感じさえしました。

現地最後の夜は、ホテルのスタッフの紹介で現地の日本食レストランに行ってみました。しかし、まったく日本語が通じず、メニューの日本語のひらがなも妙に不自然でした。日本人らしき顔をした店員に出身国を聞くと、中国系や韓国系のアメリカ人ということでしたが、料理の腕の方はそこそこで、とりあえず満足して帰りました。

ともあれ、通常ではお会いすることなどできないような方たちと知り合いになれたことは、今回の大きな収穫でした。改めてお世話になった方々に、深く感謝申し上げます。

環境認証部 前田、松木



JETによる中国CCIB認証工場調査の代行実現、さらに品目拡大等に努力



JETは、製造事業者の方々の「国内認証機関による工場調査の実施」のご要望にお応えするため、かねてから種々折衝を重ねてきました結果、平成10年9月、中国国家進出口商品検驗局進出商品安全質量許可制度（CCIB）北京審査部から、冷房機、冷蔵庫、洗濯機、電気がま、ジュースミキサー、電子レンジなど主にIEC335関連の製品に関する工場調査を受託し、JETがCCIB認証工場調査を実施できるようになりました。

さらにJETとしては、製造者の方々の負担を少しでも軽減するため、従来から行っている他の工場調査（JET認証、VDE認証など）業務との同時調査、あるいは同時期調査を目指し、最大限の努力をして中国進出口商品質量認証中心（CQC）との調整を図りながら実施していく方針です。

またIEC335関連の品目のみならず、JETとして調査可能な範囲につきましてもCQCと調整を図り拡大していく予定です。

ご参考までに、CCIB認証工場調査について、その内容の概要及び確認事項は、おおむね次の通りです。

- 1) CCIB認証マークの使用状況。
- 2) 部材の受入から製品出荷までの各種試験/検査の状況（特に安全性に係る項目は重要）および部材、製品の管理・保管状況。
- 3) 製品の安全性に影響を与える部材の変更の有無の状況。

- 4) 試験/検査設備の校正・点検を含む管理状況。
- 5) 取扱説明書、表示等を含む包装済み製品の状況。
- 6) 製造場所または在庫より製品の抜き取りによる、耐電圧試験等のスポットチェックの実施。
- 7) 必要によりCQC管轄部門への製品の送付。

等で、関連する文書、記録類および各現場での実施状況の確認・照合を行います。

今後とも製造者の皆様方のご協力、ご理解をお願いいたします。

●お問い合わせ先
工場調査部

TEL : 03-3466-5186 FAX : 03-3466-9817
担当 : 伊藤、池田

『中国CCIB認証セミナー』を開催(昨年10月)

●ご希望の方には「セミナー資料」を頒布いたします。

中国CCIB認証について

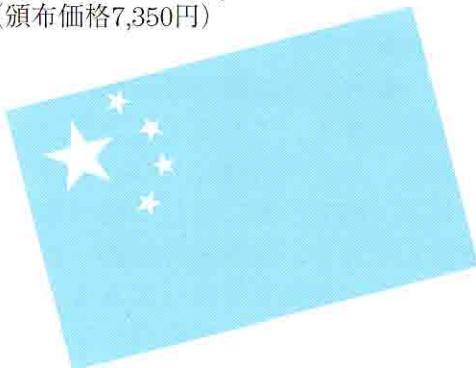
平成10年10月27日に開催致しました『中国CCIB認証セミナー』には、大変多くの皆様にご参加を頂き有難うございました。

当日のセミナーの内容については、

- ・中国認証制度の動向と将来像
- ・CCIB認証制度全般
- ・EMC規制の現状と動向
- ・認証取得の申請（JETによる代行申請）

等を主体にしたものでした。今後とも、中国国家出入境検査検疫局と連絡を取りながら、皆様のお役に立つ情報提供や業務を進めてまいります。

なお、当日使用しました『セミナー資料』（Q&Aを添付）を、ご希望の方に頒布しておりますのでご活用下さい（頒布価格7,350円）



●お問い合わせ先

中国CCIB認証関係担当部署 製品認証部
電話 03-3466-5234・03-3466-5183
FAX 03-3481-5254

INFORMATION

●ライティング・フェア'99

第4回 国際照明総合展(3/2~5)に 出展

第4回国際照明総合展<主催/日本経済新聞社、(社)日本照明器具工業会>が、1999年3月2日～5日に「人に地球に…やさしいあかり」をテーマに東京ビックサイトにて開催され、JETも参加出展いたしました。

会期中には、Sマーク取得に関するご相談や技術相談等を当所ブースで無料で受け付け、大変多くの方にご来場いただきました。ご多用中ご来場下さいました皆様に御礼申し上げます。



海外協力の活発化

JICAを通じ、電気安全試験分野の中核機関として、研修受け入れ事業・専門家派遣事業・プロジェクト方式協力事業を推進。

JETは、電気用品の型式試験等の実施によって蓄積した試験・評価技術を基に、さまざまな国際協力をやっており、今回は、国際協力事業団（JICA）を通じたJETの国際協力をご紹介します。

[人造り、国造り、心のふれあい]

ご存知のようにJICAは、開発途上国の経済、社会の発展に寄与するため、政府ベースの技術協力を中心とした業務を行う機関で「人造り、国造り、心のふれあい」のキャッチフレーズの下で、開発途上国の国造りを担う人材の養成等を行っています。

“JICAの技術協力”と一口に言ってもその対象範囲は広く、農業林業、食料、医療、鉱工業、公害、環境等多岐に亘り、また相手国の開発の度合いに応じ、次の事業を組み合わせて行っています。

- 研修員受入れ事業
- 専門家派遣事業
- 機材供与事業
- プロジェクト方式技術協力事業
- 開発調査事業

[JETの協力]

JETは、電気安全試験分野の中核機関として、これらの事業に協力しています。現在やっている協力の概要は、次のとおりです。

●研修員受入れ事業

JETが1988年から実施している集団研修について、平成10年度は10月12日から10月27日までJET横浜事業所で、IEC335（家庭用電気製品）を中心にマレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ、中国、スリランカからの研修生が受講しました。研修後のアンケート結果によると、研修員の評価が高く、帰国後もJETを仲介として、参加研修員相互の交流があり、母国での活躍が期待されています。

集団研修以外にも関係各国等からの随時の個別

研修にも対応しています。

●専門家派遣事業

文字通り専門家を相手先国の試験機関等に派遣する事業で、長期派遣（1年以上）と短期派遣（1年未満）があります。

JETは、電気安全試験分野の専門家を短期間派遣する機会が多く、これまでにサウディ・アラビア（SASO）、タイ（TISI）、マレーシア（SIRIM）、フィリピン（BPS）等に対して延べ数十名の専門家を派遣しており、派遣先の試験・認証機関に対して試験技術の移転等を行ってきました。開発途上国の多くは、IEC規格等をベースに国内規格を定めているため、IEC規格に基づく試験技術移転が中心となっています。

現在マレーシアの「グループ派遣（通称：ミニプロジェクト）」に参画するべく準備中で、平成10年度末から3年間に亘り実施される予定です。

●プロジェクト方式技術協力事業

この事業は、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与の3つの協力形態を総合的に組み合わせたもので、事業計画の立案から実施、評価までを一貫して行うものです。

JETが現在参加しているプロジェクトは、フィリピンの電気・電子製品試験技術協力事業で、平成11年4月から延べ4年間に亘ります。IEC335に関する試験の専門家を平成11年春に派遣する予定です。この派遣をより効果的なものとするため、協力期間中にフィリピン政府の要請を受け、例えば絶縁材料等の個別試験の専門家を短期間派遣したり、フィリピンの試験機関の技術者をJETに招聘して研修すること等が今後行われる予定です。

以上JICAへの協力状況の要点をまとめてみました。JETは、これらの協力を通じて開発途上国の政府試験機関の職員との間の信頼感を築き上げ、ひいてはわが国の皆様方のお役にも立つことを願っております。



70%を越える Sマーク付き電気製品

前回に比べ4.5%上昇。欧米なみの普及・定着率を目指して

電気製品認証協議会の広報専門部会では、平成10年5月に引き続き、平成10年10月から11月にかけて日本電気大型店協会、全国電機商業組合連合会、日本百貨店協会および日本チェーンストア協会のご協力を得て、百貨店2店舗、総合量販店2店舗、家電量販店2店舗および地域電気店6店舗の計12店舗において、家庭用電気製品のうち、多くの家庭で使用されている電気製品14品目について、Sマーク表示の有無を調査しました。

全調査点数1,915点のうち、Sマーク表示品は1,348点で、Sマーク製品の普及率は70.4%でした。5月に実施した調査では、65.9%でしたので、4.5%上昇しています。

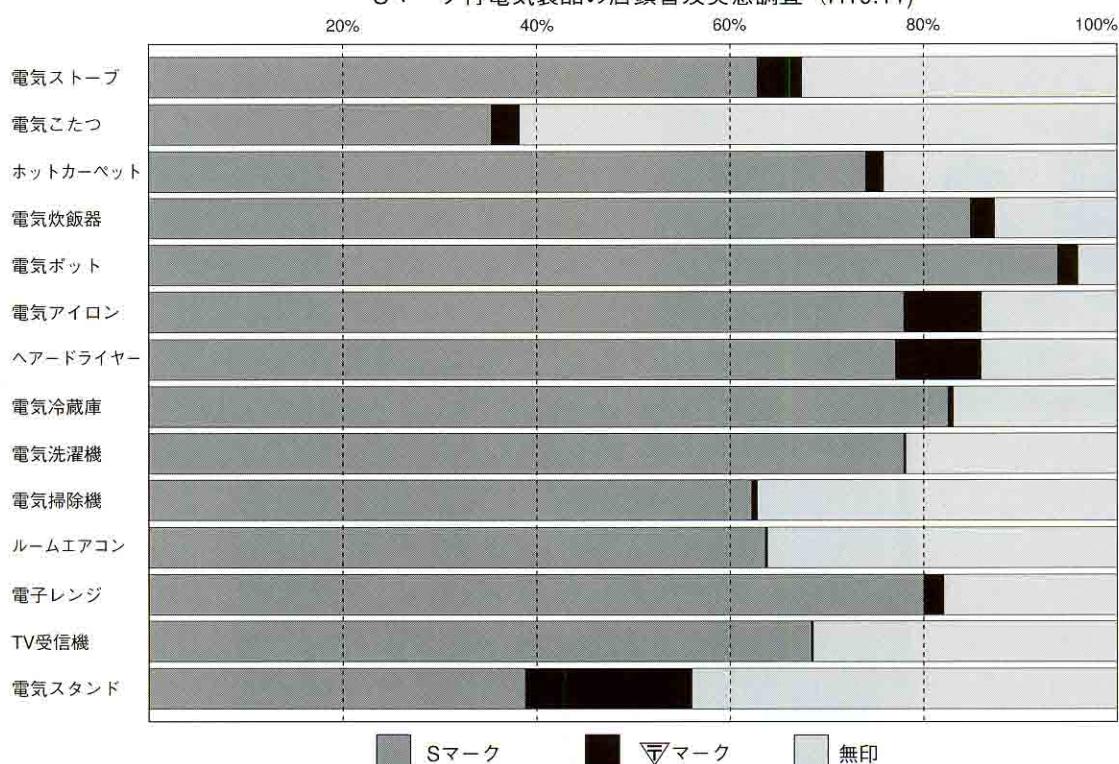
品目別に見ますと、電気ポット（94.4%）、電気炊飯器（84.1%）、電気冷蔵庫（83.3%）、電子レンジ（80.2%）が、80%を越えた高い

普及率を示しています。一方、電気こたつ（35.6%）、電気スタンド（39.6%）は、Sマーク表示品が少ないことがわかりました。

電気製品安全センターでは、電気製品の安全啓発事業をさらに強力に推進するため、平成10年度から、安全啓発事業委員会の下に、消費者専門委員会、流通専門委員会を新たに設置し、学識経験者、消費者団体関係者、流通事業関係者等の有識者の方々に消費者、流通事業者に対する安全啓発についての取り組みを検討していただいております。

日本でも電気製品の第三者認証（S-JETマーク）を欧米先進国なみに普及、かつ、定着させるため、製造事業者、消費者および流通事業者の皆様のご理解、ご協力を得て、さらなる普及活動を行ってまいります。

Sマーク付電気製品の店頭普及実態調査（H10.11）



ロシア紀行 認証制度の整合化へ向けた技術支援の一環として

ロシアがWTOに加盟するためには、ロシアの基準認証制度のWTO協定への適合、国際ルールへの整合化が求められています。日本政府としては、これらの実現へ向けた技術支援の一環として、通産省の担当官が、ロシア当局へ出張することとなり、JETから安全規格の専門家としての技術的アドバイス、意見交換を目的として、高岡工場調査部長と白井企画国際部副部長が同行しました。

＜訪問先：GOSSTANDART, ROSTEST, WTOセンター, 連邦保健省検疫センター（SAMTESが同席）, GITS OF TESTELECTRO, TESTBET OF TESTELECTRO, TSYCLON-TEST. 期間：平成10年10月21日～31日＞

訪問の結果として、ロシアの認証制度及び認定機関、各試験ラボ及び認証機関との関係などがかなりわかつてきました。例えば衛生評価に関しては、GOST-Rの認証取得前に衛生基準に適合することが必要であり、冷蔵庫については、さらに消防法による規制があることも確認でき

ました。また日本から輸出するときには、取扱説明書に認証取得済みである旨の記載等が必要であることもわかりました。さらに強制認証に係る製品リスト（適用規格を含む）、認証の手続きに関する文書が入手できたことも、これからの対応に大変参考になります。

ロシアの民間機関は海外機関との協力に積極的であり、なかでもSAMTES, TEST-BETの代表者が熱心でした。これらの機関では、ここに申し込むことにより全てが完了するメリットがあると強調していました。全般に試験設備は古いタイプのものが多くみられましたが、経済状況を考えるとやむを得ないことと思われます。GOST規格は、IEC規格の最新版に対してまだ対応できていませんが、今後ロシアの国情が回復し、全ての規格がIEC規格対応となれば、これらの設備も必要欠くべからざるものとして整備・配置されることと思います。

余談ですが、滞在中にかの有名なボリショイ劇場でバレエを観劇しました。入場料はUS\$70で、



ROSTESTにて



ROSTESTにて



連邦保健省検疫センター内にて

日本で観ると30,000円はすること。中へ入ると日本の劇場とは雲泥の差で、素人の私でさえ歴史の重み・風格を感じました。演目は「ジゼル」、プリマは NINA ANANIASHVILLI で世界的にも有名な方であるとのことでした。

午後7時開演で途中幕間があって全2幕、初めてのバレエ観劇でしたが、感動させられました。終了後に、観客の拍手がなりやまず、アンコールのたびに何度も幕が開き、最後にはプリマも幕の間から顔を出し幾度も挨拶をしていました。やはり、ロシアバレエ発祥の地で、古き良き伝統を守るロシアの国民性が感じられました。

モスクワでの交通手段としての地下鉄、バス、トロリーバスはすべて均一料金で、どこまで乗っても3ルーブル。特に地下鉄は改札を出なければ、1日3ルーブルで駅巡りも可能。駅によってはホームに美術工芸、銅像等があり、それだけでも結構楽しめそうです。一方市内には白タクが多いため、一般のタクシーはほとんど見かけません。白タクがモスクワ市民の足として定着しているとのことです。

モスクワでの食事も興味があるところですが、その種類はさまざま。日本ではロシア料理と言で片づけられますが、ウズベキスタン料理、アルメニア料理、グルジア料理とロシア各地の独特な料理も少なくありません。なかでもボルシチスープは格別。ドリンク類ではグルジアワイン、さらに、英國のチャーチルが愛飲したというアルメニアコニャックなどもあり、左党にはたまらない悦びです。ただ、一合には遙かに満たない徳利の日本酒がUS\$10、ビール小瓶がUS\$5とは、日本の価格と比較して忍び難いものがありました。

ともあれ、機会があれば再度訪問（観光で？）したくなる思いの、ゆったりとおおらかなロシアでした。

工場調査部 高岡





EMC試験サービスのご案内

EMCに係る適合試験がすべて可能に!!
横浜事業所に10m法電波暗室を新設中



内部完成予想図

JET横浜事業所では平成11年5月竣工を目指して、10m法EMC電波暗室とイミュニティ試験用小型暗室を建設中。これによりJETでのEMCに係る適合性試験が、すべて可能になります。

既設のシールド室を含めVCCI、FCC、VDE等に登録を予定しています。利用申込み、予約等に関するご案内は竣工の2カ月前ごろから行う予定です。お気軽にご連絡ください。

■電波暗室の概要

	電 波 暗 室	イミュニティ測定用暗室
シールド面寸法 L・W・H(m)	19.0×13.0×8.6	7.0×3.0×3.0
扉寸法 W・H(m)	3.14×3.41	1.2×2.0
測定距離(m)	3.0及び10.0	3.0
回転台(直径)(m)	3.0	1.2
許容荷重(kg)	3,000	250
電源(CVCF)容量	20kVA単相・三相	2kVA単相

■JETにおけるEMC測定

★エミッション測定

測定試験項目 雑音電界強度測定
雑音電力測定
雑音端子電圧測定
高調波電流測定
電圧変動・フレッカ測定

★イミュニティ試験

電界強度イミュニティ試験
静電気放電イミュニティ試験
EMIパルスイミュニティ試験
サージイミュニティ試験
伝導性イミュニティ試験
電力周波数磁界イミュニティ試験
電圧ディップ、瞬停、
電圧変動イミュニティ試験

対応規格

電気用品取締法・FCC・VCCI
高調波抑制ガイドライン
CISPR11、14-1、22
IEC61000-3-2、3-3

IEC61000-4-3、4-5
IEC61000-4シリーズ
IEC60601-1-2
EN50082-1、-2
EN55014-2

その他についても準備しております。

横浜事業所のご案内

財団法人 電気安全環境研究所 横浜事業所

〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30
Tel.045-582-2151 Fax.045-582-2255

交通(電車)・JR南武線 尻手駅下車 徒歩15分
・京浜急行線 鶴見市場駅下車 徒歩10分

お問い合わせ

総務広報部 〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
Tel.03-3466-5145 Fax.03-3468-9090

